

三重県感染症予防計画

平成28年

三重県健康福祉部

目 次

	頁
第 1 感染症の予防の推進の基本的な事項	1
第 2 感染症の発生予防のための施策に関する事項	4
第 3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	7
第 4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	11
第 5 感染症及び病原体等に関する調査・研究に関する事項	14
第 6 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	15
第 7 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	16
第 8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	17
第 9 緊急時における感染症の発生予防・まん延防止と医療の提供のための施策に関する事項	18
第 10 その他の感染症の予防の推進に関する重要事項	20

三重県感染症予防計画

はじめに

医療の進歩や公衆衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現、既知の感染症の再興、国際交流の進展等に伴い、感染症は新たな形で今なお脅威を与えています。

平成11年（1999）4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」には、附則として法律施行後5年をめぐりして検討し必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるという見直し規定があり、これに従い、本県における感染症の予防及びまん延防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症に関する知識の普及等感染症の予防のための諸施策を総合的に推進するために三重県感染症予防計画を策定しました。

国は、平成21年に発生した新型インフルエンザへの対策の経験を踏まえ、平成23年（2011年）9月に行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年（2012年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下、「特措法」）が制定されました。

本県においては、平成25年11月に、「特措法」の規定を踏まえ、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「行動計画」）を策定しました。その後、病原体によるテロ対策、感染症患者等の人権の一層の尊重、緊急時の対応も必要になってきました。

今回、法及び感染症基本指針の改正や「特措法」の施行、さらには、これらの感染症対策に係る社会環境の変化や特定感染症予防指針への対応等を踏まえるとともに、「三重県感染症予防計画」との整合性を図るため、今回、予防計画を改定することとしました。

予防計画及び国の特定感染症予防指針に基づき、より一層感染症対策を総合的に推進することにより、今後も感染症の発生及びまん延を防止し、県民が安心・安全な生活を送れるよう全力で取り組んでまいります。

平成11年11月	策定
平成16年11月	一部改訂
平成21年 4月	一部改訂
平成28年 3月	一部改訂

第1 感染症の予防の推進の基本的な事項

1 事前対応型行政の構築

感染症対策の最も基本的な方向として、感染症発生動向調査体制の整備、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針や予防計画及び特定感染症予防指針などに基づく取組を通じて、平常時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築を目指すものとする。

2 県民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症は予防・治療が可能であることから、感染症発生の動向及び原因に関する情報の収集・分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の提供を進めながら、県民一人ひとりの感染症予防意識を向上するとともに、良質かつ適切な医療を提供することにより、県民全体の感染症予防を推進する。

3 人権の尊重

患者の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備が必要である。

また、入院の措置がとられた場合には早期に社会復帰ができる環境整備に努めるとともに、個人情報の保護にも十分留意する。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

県民の健康を守るため、感染症の発生状況等の的確な把握に務めるとともに、県、市町、医師会等の関係者が適切に連携して、迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、健康危機の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ健康危機管理体制を構築する。

5 結核対策

結核を取り巻く状況は、途上国からの人口流入、集団感染や重症化例の増加、基礎疾患を有する高齢者の結核、治療中断による多剤耐性結核菌の出現、診断・治療技術の格段の向上など大きく変化してきている。

この変化に対応するためには、効果的な結核対策の実施が重要であることから、本県の結核対策基本計画に基づき結核対策を総合的に推進する。

6 県の果たすべき役割

- (1) 県は国及び市町と連携を図りつつ、感染症の発生予防及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集・分析とその結果の提供、人材の育成、検査相談体制・医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤整備を図る。
- (2) 県及び保健所を設置する市（以下「県等」という。）は、相互に連携して感染症対策を行う。

(3) 県等は、保健所を地域における感染症対策の中核機関として、保健環境研究所を県内における感染症の技術的・専門的な機関として、それぞれの役割が十分果たせるよう必要な機能の強化に努める。

(4) 県等は、複数の都道府県等広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときは、近隣県や、人及び物質の移動に関して関係する都道府県等と相互に協力しながら必要な対策を実施する。

7 市町の果たすべき役割

市町は、県や他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに、地域住民に対し広報誌等を利用した感染症に関する正しい知識の普及に努める。

また、予防接種法に基づき実施している「定期予防接種」について、予防接種機会を安定的に確保し、一定の接種率を確保する等地域住民の免疫水準を維持する必要がある。

さらに、感染症発生時には保健所長に協力し、役割分担に応じて防疫活動及び保健活動を実施する。

8 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が尊重されるようにするものとする。

9 医療関係者の果たすべき役割

(1) 医師その他の医療関係者は、県民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で国及び県等の施策に協力するとともに、感染症の患者が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めるものとする。

(2) 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、児童福祉施設、老人福祉施設等の開設者及び管理者は、施設における感染症の発生の予防やまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 医師会等の医療関係団体は、国、県及び市町の施策に協力し感染症の発生やまん延の防止に努めるものとする。

10 獣医師等の果たすべき役割

(1) 獣医師その他の獣医療関係者は、県民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で国及び県等の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するように努めるものとする。

(2) 動物等取扱業者は、県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及び死体が感染症を人に感染させることがないように感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

11 予防接種

- (1) 予防接種は、感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものである。そのため、市町、医師会等の関係団体と連携を図りながら、予防接種に関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進する。
- (2) 県は、予防接種事業の円滑な推進を図るために、三重県予防接種センターを運営し、予防接種の医療相談を実施し、また、地域の医療機関で対応が困難な接種要注患者でも安心して予防接種が受けられる体制を維持する。

12 特定感染症予防指針との関係

感染症の予防の推進にあたっては、本予防計画によるほか、国が定めるインフルエンザ、結核、後天性免疫不全症候群、性感染症、麻しん、風しん、蚊媒介感染症については、それぞれの特定感染症予防指針に基づいて施策を推進する。

特定感染症予防指針（法第 11 条）

厚生労働大臣は、感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針（「特定感染症予防指針」という。）を作成し、公表するものとする。

(1) 対象疾患

インフルエンザ、性感染症（性器クラミジア感染症・性器ヘルペスウイルス感染症・尖圭コンジローマ・梅毒・淋菌感染症）、後天性免疫不全症候群、結核、麻しん、風しん、蚊媒介感染症

(2) 公表された指針

①インフルエンザに関する特定感染症予防指針

（平成 11 年 12 月 21 日厚生省告示第 247 号、平成 17 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 158 号改正）

②性感染症に関する特定感染症予防指針

（平成 12 年 2 月 2 日厚生省告示第 15 号、平成 24 年 1 月 19 日厚生労働省告示第 19 号改正）

③後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成 24 年 1 月 19 日厚生労働省告示第 21 号）

④結核に関する特定感染症予防指針

（平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省告示 72 号、平成 23 年 5 月 16 日厚生労働省告示 161 号改正）

⑤麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省告示 442 号）

⑥風しんに関する特定感染症予防指針（平成 26 年 3 月 28 日厚生労働省告示 122 号）

⑦蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成 27 年 4 月 28 日厚生労働省告示第 260 号）

第2 感染症の発生予防のための施策に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 感染症の発生予防対策においては事前対応型行政を基本として、感染症対策の企画、立案、実施及びその評価を行い、常に適切な感染症対策の実施に努めていくものとする。
- (2) 感染症の発生予防のために平常時に行われる施策は、感染症発生動向調査を中心として進めるとともに、食品衛生対策、環境衛生対策等について、関係機関及び関係団体との連携を図りながら対策を講じていくものとする。
- (3) 予防接種による予防が可能である感染症については、実施体制の整備等を進め予防接種法に基づき適切に予防接種が行われるよう、市町、地域の医師会等と連携を行い、予防接種に関する情報等を積極的に提供していくものとする。
- (4) 感染症発生動向調査については、感染症対策の技術的かつ専門的な機関として重要な役割を果たす保健環境研究所内に三重県感染症情報センターを設置し、これを中核として実施するものとする。

2 感染症発生動向調査

- (1) 知事及び保健所を設置する市の長（以下「知事等」という。）が感染症に関する情報を収集及び分析し、その結果を県民や医師等医療関係者に提供又は公表する。
- (2) 県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する（一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症）の情報収集、分析及び公表について精度管理を含めた全国一律の基準及び体系で進めていくこととし、届け出の義務及び届け出が必要な疾患の範囲及び感染症発生動向調査の重要性について、医師会等の協力を得ながら特に現場の医師等に対し周知を図るとともに病原体の提出を求める。
また、県等は、罹患率等の推定を含め、感染症の発生の状況及び動向を正確に把握できるよう、保健所管内の人口及び医療機関の分布等状況を勘案し、指定届出医療機関を定め、県医師会、郡市医師会、小児科医会等の協力を得ながら事業を実施する。
- (3) 県は、法第13条の規定による届け出を受けたときは、当該届け出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、保健所、保健環境研究所等が相互に連携し、調査、その他必要な措置等を行うものとする。

- (4) 一類感染症、二類感染症及び三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者については、感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があり、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除等感染症の発生の予防及びまん延防止の措置が迅速に行われる必要があることから、医師から知事等への届出は適切に行うものとする。
- (5) 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、感染症法第14条に規定する指定届出機関から知事等への届出は適切に行うものとする。
- (6) 県等は感染症の病原体を迅速かつ正確に特定するために、保健環境研究所等を中心として、病原体に関する情報が一元的に取りまとめられるような感染症発生動向調査体制の構築に努める。また、保健環境研究所は必要に応じて医療機関等の協力を得ながら、病原体の特定のための検査を行うものとする。
- (7) 県等は、県全域の全ての患者情報及び病原体情報を収集し、県外、海外の感染症情報収集と併せて、その情報を県民や医療関係者等に提供し、事前に対応できる体制整備のため、保健環境研究所内に設置された三重県感染症情報センターを基幹地方感染症情報センターとして位置付け、国立感染症研究所感染症情報センター内に設置された中央感染症情報センターと連携を密にして情報の収集を行う。
- また、県は疫学等の専門家、保健所長会等からなる感染症発生動向調査企画委員会を基幹地方情報センター内に設置する。
- (8) 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、県等においては保健環境研究所と連携を図り、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握できる体制を強化するとともに、情報収集体制の整備を行うものとする。
- (9) 県等は、新型インフルエンザの出現等をはじめとした、海外及び国内の感染症の動向及び原因に関する情報の収集について、国立感染症研究所、各都道府県感染症情報センター等、関係各機関と連携しながら積極的に行うものとする。

3 結核に係る定期の健康診断

- (1) 高齢者、疫学的な解析により結核発症率の高いとされる住民層、発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している者等、定期の健康診断を実施することが結核対策上、有効かつ合理的であると認められる者については、その受診率の向上を図ることとする。
- (2) 県は、結核対策基本計画に基づき、市町及び対象施設等との意見を踏まえ、効率のよい健診の検討を行うものとする。

4 感染症予防対策と食品衛生対策、環境衛生対策との連携

(1) 感染症対策部門と食品衛生対策部門の連携

食品関係施設への健康被害発生予防指導については、食中毒対策と併せて食品衛生対策部門が主体となって実施し、二次感染によるまん延防止等の情報提供や指導については感染症対策部門が主体となって実施する。

(2) 感染症対策部門と環境衛生部門との連携

水や空調設備、ねずみ族、昆虫等を介する感染症については、感染症対策部門と環境衛生対策部門が連携して、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種への指導等を実施する。

なお、平常時におけるねずみ族及び昆虫の駆除については、過剰な消毒及び駆除とならないように配慮しながら、各市町が地域の実情を踏まえた判断で適切に実施する。

(3) 多分野にわたる連携

広範な分野にわたる対策が必要な場合は、緊急に三重県公衆衛生審議会感染症部会で検討を行うなど、迅速に体制を構築する。

5 予防接種の推進

(1) 予防接種は、感染症予防の上で最も効果の高い方法のひとつである。その有効性について県民の理解を得るとともに、三重県公衆衛生審議会予防接種部会等を中心に、実施主体である市町や医師会とともに予防接種実施上の諸問題を検討し、予防接種が円滑に実施されるように努める。

なお、万一健康被害が発生した場合には、迅速に被害者の救済にあたる。

(2) 感染症のまん延防止のために緊急の必要性があると認めたときは、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下同じ。)第6条の規定に基づき臨時の予防接種を実施する。

第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

1 基本的な考え方

(1) 感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、患者等の人権を尊重しつつ迅速かつ的確な対応に努める。

患者等を含めた県民、医療機関等の理解と協力に基づいて、県民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが重要であることから、県民への積極的な情報提供や啓発等の施策を推進する。

また、良質で速切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねにより、県民全体の感染症予防を推進する

(2) 知事等による一定の行動制限を伴う対策は、必要最小限のものとし、仮に措置を行う場合であっても患者等の人権を尊重し、事前の説明と患者等の同意に基づくことを原則とする。

(3) 県等において感染症が集団発生した場合等は、必要に応じて、三重県公衆衛生審議会感染症部会等の開催、全庁的な対策会議、関係機関等との連絡会議の設置・開催など、関係機関、関係団体等との連携の確保に留意する。

また、広域的な感染症のまん延の場合等、県内の関係機関等のみでは対応が困難な場合は、国への技術的援助及び近隣府県等への協力を要請する。

(4) 県は感染症のまん延防止のため緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第6条の規定に基づき臨時の予防接種を行い、又は市町に行わせるものとする。

2 健康診断、就業制限及び入院措置

(1) 対人措置の留意事項

対人措置（法第4章に規定する措置をいう。）を講ずるに当たっては、患者等に感染症の発生及びまん延に関する説明を十分に行い、その理解と協力を求めながら必要最小限の範囲で行うことを基本とし、人権の尊重の観点から、審査請求に係る説明等の手続きを厳正に行う。

(2) 健康診断の勧告等

一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者について、保健所が健康診断の勧告を行う場合には、病原体の感染経路その他の事情を十分考慮した上で、科学的に当該感染症に感染していると疑うに足る理由のある者を対象とする。

また、法に基づく健康診断の勧告以外にも、県民が自発的に健康診断を受けることができるよう情報の提供を行う。

(3) 就業制限

一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症患者又は無症状病原体保有者に係る就業制限について、対象者やその他の関係者に対し所管の保健所長は十分な説明を行う必要がある。

具体的な対応として、対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象外の業務に一時的に配置変えすること等により対応する。

(4) 入院勧告等

- ① 一類感染症、二類感染症の患者に係る入院勧告にあたっては、所管の保健所長は、医師又は保健所職員の患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供に努める。

入院後は、法第24条の2に基づく処遇について、県に対する苦情の申し出や医師の十分な説明及びカウンセリングにより患者等の精神的不安の軽減が図られるように医療機関に要請する。
- ② 入院の勧告を行うにあたっては、患者や家族等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行う。
- ③ 法第19条の規定に基づき、勧告により入院している患者に対し当初の勧告期間（72時間以内）を超えて入院（10日以内）が必要と考えられる場合には、所管の保健所長は感染症の診査に関する協議会に諮問し、その結果を踏まえた上で適切な対応を行う。
- ④ 入院勧告等を実施した場合には、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録表を作成し、その状況を把握する。
- ⑤ 入院の勧告等に係る患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

3 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会については、感染症のまん延防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うとともに、患者等への医療及び人権の尊重視点も必要であることから、知事は、協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮する。

4 消毒その他の措置

個人等の所有物に対して、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、可能な限り関係者の理解を得ながら実施していくよう努めるとともに、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものとする。

5 積極的疫学調査

- (1) 積極的疫学調査（法第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査をいう。以下同じ）は、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにし、感染症の発生防止及び再発防止並びに発生の原因究明を行うため、感染者を診断した医師の協力を得つつ当該感染者等への質問々調査を行う。

調査に当たっては、関係機関と緊密な連携を図りながら、患者等の所在する保健所において実施する。また、必要に応じて他府県、国立感染症研究所感染症情報センター、三重県感染症情報センター等の協力を得るとともに、三重県感染症情報センターと連携を図りながら、業務感染症対策課を窓口として一元的な調査体制の整備に努める。

(2) 積極的疫学調査は、次の場合に行う。

- ①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症が発生した場合。
- ②五類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合。
- ③国内で感染症の患者は発生していないが海外で感染症が流行している場合であって、国内における発生の予防上積極的疫学調査が必要と認められる場合。
- ④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合。

6 指定感染症への対応

指定感染症は、健康危機管理の観点から、対策の方法が確立されるまでの間緊急避難的に指定されるものであることから、政令の規定に基づく措置を行うに当たっては、必要に応じて国の助言指導を求める等慎重に対応する。

7 新感染症への対応

新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有している。

そのため、新感染症に罹患していると疑われる症例について医療機関等から連絡を受けた場合は、速やかにその情報を収集し、その概要を国に報告し、必要な関係機関に連絡するとともに、国からの助言指導と協力を求めながら適切な対応を行う。

また、県民に正確な情報を提供することによりいたずらに不安感を与えることのないように努める。

症状等の特定が可能となり、政令による指定が行われた後は指定感染症として一類感染症に準じた対応を行う。

8 感染症対策と食品衛生対策との連携

- (1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長等の指揮のもと、食品衛生対策部門は主として病原体の検査等を行うとともに、感染症対策部門は患者に関する情報を収集するという役割分担により、相互に連携を回りながら、迅速な原因究明を行う。
- (2) 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、食品衛生対策部門にあっては感染拡大を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業禁止等の行政処分を行い、感染症対策部門にあっては必要に応じ消毒等の処置を行う。
- (3) 二次感染による感染症のまん延防止については、感染症対策部門において感染症に関する情報の提供等の措置をとることにより、その防止を図る。
- (4) 原因となった食品等の究明に当たっては、保健所等は、保健環境研究所等との連携を図る。国の支援が必要な場合は、県から依頼する

9 感染症対策と環境衛生対策との連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延防止対策を講ずるに当たっては、環境衛生対策部門との連携を図り適切に対応する。

10 検疫所との連携

検疫所から検疫法に基づく通知を受理した場合は、当該者の居所を管轄する保健所において調査等の必要な対応を迅速に行う。

検疫所からの通知とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の病原体保有が明らかになった場合又は検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されない者の健康状態の異常を確認した場合等が想定される。

11 関係機関及び関係団体との連携

集団発生や原因不明の感染症が発生した場合において、迅速な対応ができるよう、県等は国や他の地方公共団体との連携体制や医師会等の医療関係団体及びその他の関係団体との連携体制を構築する。

第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、周囲への感染症のまん延防止に努めることを基本とする。
- (2) 感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般医療の延長線上で行われるべきであるとの認識のもと、次の事項に留意しながら良質かつ適切な医療に努める。
 - ① 感染症のまん延防止のために必要な措置を講じた上で、できる限り一般の患者と同様の療養環境において医療を提供する。
 - ② 通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずる。
 - ③ 患者がいたずらに不安に陥らないように、心身の状況を踏まえつつ十分な説明とカウンセリングを行う。
- (3) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国立国際医療センターとの連携体制を整備する。

2 感染症に係る医療を提供する体制の確保

- (1) 第一種感染症指定医療機関の整備
 - ① 原則として、県内に一ヶ所、二床を指定する。
 - ② 主として一類感染症の患者の入院を担当するとともに、これと併せて二類感染症及び新型インフルエンザ並びに指定感染症患者の入院等を担当する。

表1 第一種感染症指定医療機関及び病床数 平成27年3月31日現在

保健所管内	医療機関名称	病床数
伊勢保健所	伊勢赤十字病院	2

(2) 第二種感染症指定医療機関の整備

二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として二次医療圏毎に一ヶ所以上とし、病床数の目標は人口等を勘案して次のとおりとする。

医療圏	病床数
北勢二次医療圏	6床
中勢伊賀二次医療圏	6床
南勢志摩二次医療圏	6床
東紀州二次医療圏	4床

表2 第二種感染症指定医療機関及び病床数 平成27年3月31日現在

医療機関名称	病床	二次医療圏
地方独立行政法人三重県立総合医療センター	4床	北勢
市立四日市病院	2床	
国立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	6床	中勢伊賀
独立行政法人国立病院機構三重病院	2床	
松阪市民病院	2床	南勢志摩
伊勢赤十字病院	2床	
紀南病院	4床	東紀州

(3) 結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、病院等の開設者の同意を得て、結核指定医療機関に指定する。

結核の発生状況等を踏まえ、三重県保健医療計画に定める結核病床の基準病床数の確保に努める。

- ・結核病床の基準病床数 60床

表3 結核病床等を有する医療機関及び病床数 平成28年1月29日現在

結核病床を有する医療機関名称	結核病床	モデル病床	二次医療圏
三重厚生連いなべ総合病院	—	2床	北勢
地域医療機能推進機構四日市羽津医療センター	—	17床	
三重厚生連鈴鹿中央総合病院	—	2床	
国立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	30床	—	中勢伊賀
独立行政法人国立病院機構榊原病院	—	4床	
伊勢赤十字病院	—	17床	南勢志摩

(4) 感染症患者の移送体制

- ① 感染症患者への迅速かつ適切な医療の提供及び感染症のまん延防止のため、各保健所においては、患者や家族等の人権を尊重しつつ、各保健所の感染症対応マニュアルに沿って迅速かつ適切に移送する。

また、関係市町及び関係機関に対して、感染症発生に関する情報を提供し連携を図る。

- ② 新感染症患者が発生した場合には、県等は厚生労働省と密接な連携を図るとともに、搬送の方法について十分協議し、対応するものとする。

さらに、消防機関が移送した傷病者が法第12条第1項第1号に規定する感染症であると医療機関（医師）が判断した場合には、直ちに最寄りの保健所に届け出るとともに、消防機関等に対してその旨適切に情報等を提供するものとする。

(5) 感染症の集団発生

一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザの流行時には、一般の医療機関にこれらの患者を入院させる必要があるため、県等は必要な対応について三重県新型インフルエンザ等対策行動計画等に沿って、医師会及び医療機関と連携を図り、速やかに患者等が入院できるよう必要な対策を講ずる。

また、地域におけるその治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき、医薬品の備蓄、確保に努める。

(6) 一般医療機関における対応

感染症患者の医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがあることに留意する必要がある。一類感染症又は二類感染症の患者であっても、最初に診察を受けるのは、一般医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については原則として一般の医療機関において医療が提供されるものである。

このことから、一般の医療機関においても、国や県等から提供される感染症に関する情報について積極的に把握し、医療機関内における感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずる。また、感染症患者の人権を尊重し、良質で適切な医療の提供に努める。

(7) 協力医療機関

一類感染症、二類感染症等で国内に病原体が常住しないもので、国内において患者が発生するおそれが高まる感染症については、三重県医師会・三重県病院協会を始め医療機関の協力を得て初期診療体制を確立する。

(8) 関係団体との連携

県等は、三重県公衆衛生審議会感染症部会及び県医師会、感染症指定医療機関等と総合的な感染症対策について協議し、緊密な連携を図る。

また、地域の感染症対策を担う保健所においては、郡市医師会、医療機関及び感染症指定医療機関と情報交換を行うなどきめ細やかな連携を図る。

第5 感染症及び病原体等に関する調査・研究に関する事項

1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査・研究は感染症対策の基本となるべきものである。

県等としても国から示された方向性に基づき、関係機関相互の連携のもとに、関係者の人材育成を通じて積極的な調査及び研究の推進を図っていくものとする。

2 県等における調査及び研究の推進

(1) 調査及び研究の推進

調査及び研究の推進に当たっては、地域の感染症対策を担う保健所及び感染症対策の技術的かつ専門的な機関である保健環境研究所が県等の関係主管部局と連携を図りながら、計画的に取り組むものとする。

(2) 保健所の役割

保健所は、地域の感染症対策を担う機関との位置づけから、感染症対策に必要な疫学調査及び研究を保健環境研究所、市町、郡市医師会等との連携のもとに進め、地域における総合的な感染症及び病原体等の情報発信拠点としての役割を果たす。

(3) 保健環境研究所の役割

保健環境研究所は、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析、提供等の業務を行い、感染症対策の技術的かつ専門的な機関として役割を果たす。

また、高度な調査研究の推進や最新の研究情報収集を行うため、国立感染症研究所等と常に緊密な連携を取るものとする。

(4) 県等の関係主管部局の役割

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係機関及び関係団体と適切な役割分担を行うことが重要であることから、県等は、国立感染症研究所、国立国際医療センターをはじめとする関係研究機関及び県医師会等の地域関係団体との連携を図り、調査研究体制の構築を図るものとする。

第6 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

1 基本的な考え方

感染症の病原体等の検査は、感染症の診断治療に必要なだけでなく、人権の尊重や感染の拡大防止の観点からも極めて重要である。

このため県等は、津保健所総合検査室及び保健環境研究所等における検査体制の充実を図るとともに、医療機関等の検査部門に対して技術支援等を行うものとする。

2 感染症の病原体等検査の推進

(1) 検査体制の整備

保健環境研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ確に実施できる体制の整備に努めるとともに、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等についても、迅速かつ確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 検査機関の資質の向上

保健環境研究所は、感染症対策の技術的かつ専門的な機関として自らの機能向上に努めるとともに、保健所、感染症指定医療機関及び一般医療機関の検査室等からの相談に積極的に応じ、指導及び技術支援を行い、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に努める。

(3) 検査に係る役割分担

津保健所総合検査室においても、保健環境研究所と連携して自らの役割を果たせるように検査機能等の充実を図る。

3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表の体制整備

県等の関係主管部局及び保健環境研究所（三重県感染症情報センターを含む。）は、病原体等に関する情報の収集を行い、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、その結果を速やかに情報発信する。

4 関係機関及び関係団体との連携

県等の関係主管部局及び保健環境研究所（三重県感染症情報センターを含む。）は、病原体に関する情報の収集に当たっては、医師会等の関係団体及び民間検査機関と連携を図りながら進め、特別な技術が必要とされる病原体等検査については、国立感染症研究所、国立国際医療センター、大学の研究機関等と相互に連携を図って実施できる体制の整備に努める。

第7 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

1 基本的な考え方

新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材の必要性が高まっていることを踏まえ、県等は、感染症に関する幅広い知識を有し、適切な感染症対策を推進できる人材の養成・確保に努める。

2 県等における感染症に関する人材の養成

県等は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会に保健所、保健環境研究所職員等を積極的に派遣するとともに、疫学調査や試験検査等に関する講習会を開催し、職員の資質の向上を図る。

3 医療機関における人材の養成

感染症指定医療機関においては、その勤務する医師や看護師等の能力の向上を図るための研修を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に感染症に関する情報提供や研修を行うよう努めるものとする。

4 人材の養成に係る関係機関・団体の相互の連携

- (1) 県等は、医療機関等において人材の養成が図られるよう、必要な支援に努める。
- (2) 県等及び関係機関は、感染症に関する幅広い知識を有する者の研修等への活用について相互に協力するとともに、研修会等の開催にあたっては、職員等を積極的に参加させる。

第8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

1 基本的な考え方

県等及び市町は、感染症の発生動向等に関する適切な情報の公開、感染症とその予防に関する正しい知識の普及等を行い、医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが重要である。

また、県民は、感染症について正しい知識を持ち自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないように配慮していくことが求められる。

さらに県及び市町は、感染症のまん延防止のための措置を行う際には、人権を十分に尊重しなければならない。

2 感染症に関する知識の普及啓発

県等及び市町は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、感染症の予防方法、感染症の患者等への差別や偏見の排除の重要性等について正しい知識の普及と啓発に努める。特に保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、情報提供や相談を実施するなど地域に密着した施策を実施する。

3 患者の人権の尊重

- (1) 患者情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関における患者情報の保護に関する意識の向上に努める。
- (2) 患者等の人権の尊重のため、医師が県等へ感染症患者に関する届出を行った場合には、状況に応じて、主治医から患者等へ当該届出の事実等を通知するように努めるよう徹底を図る。
- (3) 報道機関に情報提供を行う場合には、情報提供を行う趣旨及びその内容について患者等に十分説明し、理解を求める。また、報道機関に患者のプライバシーを保護するように求めると共に、万一、誤った情報が報道された場合は迅速にその訂正がなされるよう要請する。
- (4) 医療機関においては、患者のプライバシーの保護に配慮するとともに、患者等が差別を受けることがないように努める。

4 関係機関との連携

国及び県、地方公共団体、県と医師会等の医療関係団体等における緊密な連携を図るため、適宜、情報交換を行う。

感染症に関する啓発及び知識の普及を図っていく上で、学校や職場を活用することが効果的であるため、関係部局である県及び市町教育委員会等と連携しながら、必要な対策を講じる。

第9 緊急時における感染症の発生予防・まん延防止と医療の提供のための施策に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 県は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症、並びに新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、各保健所における感染症対応マニュアル、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画等により、具体的な医療提供体制や患者の移送方法等についての手順を定め、対処する。
- (2) 県等は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めたときには、感染症の患者の病状、数、その他感染症の発生及びまん延防止の状況を勘案して、当該感染症の発生を防止し、またはそのまん延を防止するための必要な措置を定め、医師その他医療関係者に対し必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策を講じるものとする。
- (3) 新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合などについては、総合的な対応が求められることから、三重県医師会、三重県病院協会、消防、警察、保健所、保健環境研究所等と連携を図るとともに、厚生労働省に専門職員の派遣を要請する。

2 緊急時における国との連絡体制

- (1) 感染症の発生に関する医師からの届出を受けたときは、県等は、五類感染症以外の感染症については直ちに、五類感染症については所定の期間内に国に報告するとともに、特に、新感染症・新型インフルエンザ等感染症及び一類感染症への対応のほか、その他の感染症への対応についても緊急に対応する必要があると認める場合は、国と緊密な連携を図る。
- (2) 検疫所から、一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合は、関係都道府県及び市町と連携し、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。

3 緊急時における市町村等との連絡体制

- (1) 県等は、医師からの届出を受けた場合には、関係市町に対して必要な情報を提供する。また、複数の市町にわたる感染症が発生した場合であって緊急を要するときは、県等は県内の統一的な対応方針を提示し、市町間の連絡調整を行う等の感染の拡大防止に努める。
- (2) 患者搬送の可能性が高い消防機関に対して、感染症に関する必要な情報提供を行う。

4 緊急時における他府県等との連絡体制

- (1) 県内で発生した感染症に関連し、他の都道府県等において感染症が発生するおそれがある場合には、該当する都道府県等に速やかに情報提供を行い、適切な連携を図る。また、他府県等で発生した感染症が県内で発生するおそれがある場合には、必要な情報提供を求め、近隣府県と情報交換を行うなど適切な連携を図る。
- (2) 広域的又は大規模な感染症が発生した場合には、関係府県で構成する対策会議の設置等、近隣府県と緊密な連絡を保ちながら感染症の発生状況に応じて、応援職員の派遣依頼、必要資材、薬品等の確保、医療機関での受け入れ等、相互に協力・応援等の対応を図る。

5 緊急時における情報提供

県等が地域住民に対して感染症の患者の発生状況や医学的知見等、県民が感染予防等の対策を講じるうえで有益な情報を、県民が混乱することのないよう考慮しつつ、可能な限り理解しやすい内容で情報提供を行う。

第10 その他の感染症の予防の推進に関する重要事項

1 施設内感染防止のための対応

(1) 病院、診療所、学校、社会福祉施設の開設者及び管理者は、施設等における感染症対策マニュアル等に基づき、施設の衛生管理及び入所者、職員等に対する健康管理を行い、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずる。

また、定期的な指導監査等において施設の状況を点検するなど、必要な対策が図られるよう指導する。

(2) 特に、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めるとともに、実際にとったこれらの措置等に関する情報を、県等や他の施設に提供し、その共有化を図る。

(3) 県等は、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、学校、老人福祉施設等の現場の関係者に対して、施設内感染に関する情報を提供するなど適切な防疫措置が講じられるよう努める。

2 災害発生時の防疫措置

災害が発生した場合には、関係機関、関係団体の緊密な連携の下、地域防災計画に基づき迅速な医師及び医療機関の確保、防疫活動、保健活動など感染症の発生予防とまん延防止に関する必要な措置を迅速かつ的確に実施する。

また、感染症が発生しやすい高温・多湿の季節においては、感染症の予防に特に留意する。

3 動物由来感染症対策

(1) 県等は、動物由来感染症に対する必要な措置が速やかに実施されるよう、獣医師等による届出の義務の重要性について周知を図るとともに、獣医師会等の動物関係団体と連携し、動物由来感染症に関する県民への情報提供を推進する。

(2) 県等は広く情報を収集するため、関係部局及び関係機関（獣医師会、動物取扱業者等）との連携を図りながら、動物の病原体保有状況調査等の積極的疫学調査体制を構築する。

4 外国人に対する適用

法は、県内に居住し又は滞在する外国人に対して同様に適用されるため、市町、保健所等の窓口に感染症対策を外国語で説明したパンフレット等を備えるとともに、県ホームページ及び三重県感染症情報センターホームページに外国語サイトを作成するなどの取組を推進する。

5 予防のための施策を総合的に推進する必要があるその他の感染症

(1) 性感染症

後天性免疫不全症候群、B型肝炎を含む性感染症については、正しい知識とそれに基づく個人の慎重な行動により予防することが可能であり、早期発見及び早期治療により治癒や重症化の防止、また社会の一員として長期間生活を営むことができる。そのため予防対策に重点をおき、青少年等個別施策層に対して、県及び市町教育委員会、国立及び私立学校等と連携し、積極的かつ効果的な普及啓発活動を行う

また保健所における性感染症検査機会の確保、相談体制の維持・強化に努め、保健所、後天性免疫不全症候群に関する地域中核医療機関、医師会と連携を図り、検査受診者及び患者等への十分な説明と同意に基づき、個人を尊重した保健・医療サービスの提供を進める。

さらに、個人情報に留意し、関係機関、関係団体との情報の共有化を行うことにより医療レベルの向上を図り、長期療養・在宅療養の患者等を積極的に支援する体制整備を推進していくよう努める。

(2) ウイルス性肝炎

利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期に治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る事業を実施していく。

また、近年、性交渉等による感染があり、肝炎が遷延、慢性化しやすいゲノタイプAのHBウイルス感染が増加していることを踏まえ、性感染症対策としての感染症予防対策の啓発、早期発見、早期治療に努める。